

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 10-制度-00029 沿革 (略) <u>平成25年8月5日 一部改正</u></p> <p>別表3 (第13条関係)</p> <p>7. (3)①船荷証券・航空運送状等の写し 荷受人が手形取立銀行であること (船荷証券、または複合運送証券が全通あり、証券と引替えに貨物の引き渡しを行う場合を除く)</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成25年8月15日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 10-制度-00029 沿革 (略)</p> <p>別表3 (第13条関係)</p> <p>7. (3)①船荷証券・航空運送状等の写し <u>i) 当該証券又は運送状を発行する運送事業者が、運用規程第2条第1項第2号の定めに合致していること。</u> <u>ii) 荷受人が手形取立銀行であること (船荷証券、または複合運送証券が全通あり、証券と引替えに貨物の引き渡しを行う場合を除く)</u></p>	